

デイサービス飛鳥Ⅰ

指定地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護相当サービス）運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社ココ（以下「事業者」という。）が設置するデイサービス飛鳥Ⅰ（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業「現行の通所介護相当サービス」（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下、「従業者」という。）が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な通所介護及び通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。通所介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、他の地域密着型居宅サービス事業者又は居宅（介護予防）サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 通所介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「中央市指定地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月28日条例第4号）」、「中央市指定介護予防支援等の事

業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 26 日条例第 8 号）」、「中央市介護予防・生活支援サービス事業の訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規定（平成 27 年 3 月 30 日規定第 11-4 号）」、その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第 3 条 事業の提供に当たっては、当該事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス飛鳥 I
- (2) 所在地 山梨県中央市馬籠 9 3 3 - 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従事者に法令及びこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1 人以上

生活相談員は、事業所に対する通所介護等の利用の申し込みに係る調整をし、利用者及び家族からの相談を受ける。他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また、他の従業者と協力して、通所介護計画及び通所介護相当サービス計画（以下、「通所介護等計画」という。）の作成を行う。

- (3) 介護職員 3 人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護（支援）を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1 人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (5) 看護職員 1 人以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日：月曜日から土曜日までとする。ただし、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。その他、事業所の都合や災害（地震、台風、大雪等）により、休業する場合がある。
- (2) 営 業 時 間：月～金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分
土 曜 日 8 時 30 分～12 時 30 分
- (3) サービス提供時間：月～金曜日／9 時 15 分～16 時 20 分
土 曜 日／9 時 15 分～12 時 20 分

(通所介護等の利用定員)

第7条 通所介護等の1日の利用定員は、通所介護利用者と介護相当サービス利用者を合わせ、合計18名とする。

(通所介護等の内容)

第8条 通所介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）
- (4) レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 相談・家族指導
- (8) 送迎
- (9) 延長サービス 等

(利用料等)

第9条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）」によるものとし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者（但し、事業の運営に支障もなく、かつ、余裕がある場合のみ）に対して行う送迎に要する費用として、通所の事業の実施を越えた地点から1Kmごとに20円を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、おやつ代を含め一食650円を徴収する。おやつのみは、1回50円を徴収する。
- 4 衛生ケア用品代については、紙パンツ及び、紙おむつは一枚100円、尿取りパットは一枚50円を徴収する。
- 5 その他、通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 通所介護等の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 8 サービス利用時間外の利用（介護保険外サービス）については、月～金曜日17時20分から30分毎に500円とする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、中央市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 体調不良等により、通所介護等、利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び行った処置の状況について、記録するものとする。

4 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

5 事業者は、事故が発生した際、その原因を解明し、再発防止対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下、「災害対策計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、災害対策計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年1回行うものとする。

3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、本市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

4 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、災害対策計画の検証を行い、必要に応じて災害対策計画の見直しを行うものとする。

6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第 15 条 事業者は、通所介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した通所介護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する会議を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（暴力団排除）

第18条 事業者は、事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項について同じ。）であってはならない。

- 2 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第20条 事業者は、通所介護等の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、通所介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業者は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 通所介護等計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ココと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月27日から実施する。

この規定の一部を改定し、平成24年4月1日から実施する。

この規定の一部を改定し、平成27年4月1日から実施する。

この規定の一部を改定し、平成30年12月20日から実施する。

この規定の一部を改定し、令和4年3月7日から実施する。

この規定の一部を改定し、令和4年9月5日から実施する。

この規定の一部を改定し、令和4年12月1日から実施する。

この規程の一部を改定し、令和5年4月5日から実施する。

この規程の一部を改定し、令和6年2月1日から実施する。

この規程の一部を改定し、令和7年9月1日から実施する。